

入所申込み者の皆様へ

入所申込みに際しまして、以下の書類が必要となります。必要事項の記入及び必要書類を添えてご提出ください。

【提出書類】

◆記入書類

記入をする方	書類
ご家族	<input type="checkbox"/> ①入所申込書（標準様式1）
介護支援専門員又は ソーシャルワーカー等	<input type="checkbox"/> ②入所選考調査票（標準様式2）
	<input type="checkbox"/> ③身体状況調査票（標準様式3）

◆添付書類

準備をする方	書類（コピー）
ご家族 ※必須	<input type="checkbox"/> ④介護保険 被保険者証 ※
	<input type="checkbox"/> ⑤介護保険 負担割合証 ※
	<input type="checkbox"/> ⑥介護保険 負担限度額認定証（認定を受けている方）
介護支援専門員	<input type="checkbox"/> ⑦3ヶ月以内の在宅サービス提供票（在宅者のみ）
	<input type="checkbox"/> ⑧3ヶ月以内の在宅サービス提供票別表（在宅者のみ）

◆注意事項

- ①の入所申込書（標準様式1）を記入の際、従来型・地域密着型ユニット型のどちらか一方もしくは両方希望されるかを記入してください。又、個室・多床室の希望がありましたら記入頂きますよう宜しくお願い致します。
- 申込書提出後、申込み内容に変更があった場合は、当施設に連絡をお願い致します。
 - (ア) 要介護度の変更があった場合
 - (イ) 本人の居場所が変わった場合
 - (ウ) お亡くなりになった場合
 - (エ) 連絡先が変わった場合
 - (オ) 申込書に記載した内容に変更があった場合

平成27年4月1日以降、指定介護老人福祉施設等（特別養護老人ホーム）への入所は、原則として要介護3以上の方に限定され、要介護1又は2の方は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に特例的な入所が認められる制度になりました。特例入所を希望される方は、そのやむを得ない事由をお伝えください。

【入所優先制度について】

入所申込書はご提出後、以下の内容を考慮し数値的評価を行います。これにより客観的評価基準をもって、入所の必要性の高い申込者から優先的に入所できるよう配慮致します。

○評価基準

- 基本的評価基準
 - (ア) 要介護度
 - (イ) 在宅サービスの利用率
 - (ウ) 介護者の有無
 - (エ) 地域性
- 個別評価基準
 - (ア) 介護者の状況
 - (イ) 居住地
 - (ウ) 若葉台短期入所利用

- 基準点は200点を最高点とし、待機者名簿には点数上位の申込み者から登載致します。

※ご不明な点等がございましたら、生活相談員までご連絡頂きますよう宜しくお願い致します。
また、年に1回程度、申込み者の状況把握を目的に電話連絡を行う事がございますので、ご協力を宜しくお願い致します。